福島県旅行商品プロモーション支援事業(ふくしま DC)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県(以下「県」という。)は、本県への観光客の誘客促進を図るため、本県への旅行商品を造成する旅行会社に対し、令和7年10月~令和8年2月の期間において実施する旅行商品のプロモーション(以下「事業」という。)に係る経費の一部を、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象及び補助額については別表1で定める。

(申請書の様式等)

- 第3条 補助金の申請をしようとする者は、事業を実施する日から起算して14日前までに、申請しようとする旅行商品ごとに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第1号様式(別紙))
- (3) 当該旅行に係る広告媒体案の写し
- (4) 広告宣伝経費が確認できる資料(見積書の写し等)
- (5) ツアー行程表
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の申請をしようとする者は、前項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及 び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額及び 地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を 減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更の申請)

- 第4条 交付決定の通知を受けた後にその内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、直 ちに次の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に規定する 軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)
- (2) 事業変更計画書(第2号様式(別紙)) ※変更の場合のみ
- (3) 広告宣伝経費が確認できる資料(見積書の写し等) ※変更の場合のみ
- 2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の減額で補助金の額に変更が生じない又は補助金の額に変更が生じない増額をすること。

(申請を取り下げることができる期日)

第5条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理 した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

- 第6条 補助事業を実施した者は、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。
 - (1) 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金実績報告書(第3号様式)
 - (2) 事業実績報告書(第3号様式(別紙))
 - (3) 当該旅行に係る広報媒体の写し ※旅行会社名と販売価格が表記されているもの
 - (4) 広告宣伝経費が確認できる資料 (領収書等の写し)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業を実施した者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業を実施した者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係 る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額し た事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を島県旅行商品プロモーション支援事業(ふくしま DC)仕入れに係る消費税相当額報告書(第4号様式)により速やかに 知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金額の確定通知を受けたときは、福島県旅行商 品プロモーション支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を速やかに知事に提出しなけれ ばならない。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付を受けた者が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をした ときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるこ とができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 福島県旅行商品プロモーション支援事業補助金交付要綱(令和7年4月1日施行。以下「旧 要綱」という。)は廃止する。
- 3 旧要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の日から 14 日までの間に開始する事業に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「事業を実施する日から起算して 14 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

別表 1

1 補助対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により旅行業の登録を受けている者。

2 補助対象事業

以下の要件を全て満たす旅行商品に係るプロモーションとする。

- (1) 福島県内に1泊以上宿泊するもの
- (2) 休憩や乗り継ぎ等を除き、福島県以外の目的地をツアー行程に含めない旅行商品であるもの
- (3) 令和7年10月1日~令和8年6月30日までに出発又は帰着する旅行商品であるもの
- (4) 令和7年10月1日~令和8年2月16日までに宣伝広告をするもの
- (5) その他のプロモーションに係る経費を補助対象経費としている助成制度を受けた旅 行商品ではないもの

3 補助対象経費及び補助額

- (1) 補助対象経費
 - ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、WEB 等の媒体への広告掲載費
 - ・ホームページで広告を行う場合のページ制作費
 - ・チラシ、ポスター等の制作費
 - ・DM 等の発送費
 - ・その他広告宣伝を実施するため直接必要となるものとして知事が認める経費

(2) 補助額

補助額は、補助対象経費の合計額(消費税抜き)とし、1 つの旅行商品につき 10 万円を 上限とする。

また、補助対象となる旅行商品は、1事業者につき 2 商品までとし、同一商品に対する補助は1回限りとする。

なお、同一商品とは、日程が別で同内容の商品をいう。